

防火地域・準防火地域内におけるアルミニウム合金造カーポートの外壁及び防火塀の取扱いについて

令和5年12月6日
富山県土木部建築住宅課

アルミニウム合金造カーポート（以下、「アルミ車庫」）は、令第136条の9第1号イより、「**自動車車庫の用途に供するもの**」に該当し、令第136条の10第3号イ、ロ及び平成5年建設省告示第1434号の基準に適合する必要があるため、以下の対応事例①又は②等により対応するものとする。

「令第136条の10第3号イ、ロ」の概要

- イ) 延焼の恐れのある部分にある柱、はり、外壁は不燃材等、屋根は不燃材等。
- ロ) 防火地域、準防火地域内のアルミ車庫は、隣地境界線又はアルミ車庫Aと同一敷地内の他の建築物B（AとBの延べ面積計が500㎡以内である場合のBは除く）との外壁間の中心線に面する**外壁の開口部**及び屋上の周囲で**当該隣地境界線等からの水平距離がそれぞれ1m以下の部分**について、当該外壁の開口部と隣地境界線等との間及び当該屋上の周囲に、**塀等**（平成5年建設省告示第1434号）を設けなければならない。

※アルミ車庫：柱・梁・外壁・屋根が不燃材料で造られているものに限る
外壁の開口部：アルミ車庫の柱と柱の間は**外壁の開口部**として扱う。

<対応事例>

① 外壁の開口部と隣地境界線の間には塀等（準不燃材等）を設置（別紙参考図①参照）

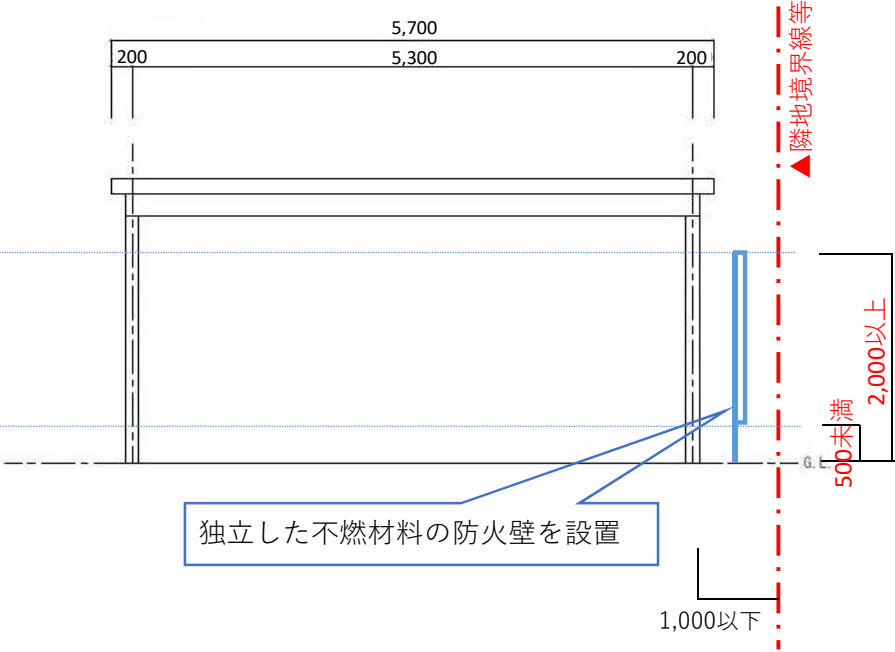
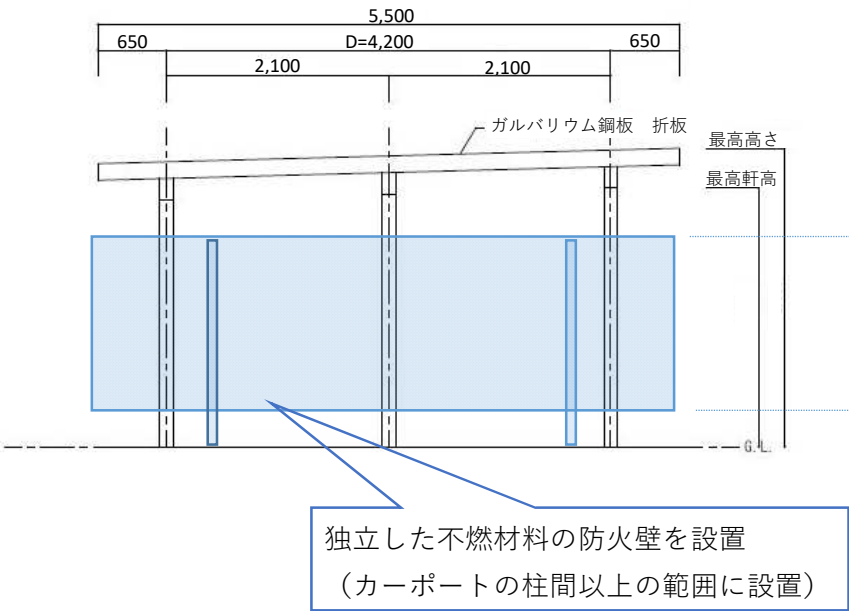
- 一 高さは2m（アルミ車庫の屋上の周囲で隣地境界線からの水平距離が50cm以上の部分にあるものにあつては、1.5m）以上。
- 二 アルミ車庫の床面等からの高さ50cm以上の部分を覆うもの。

※塀は独立した構造とする。アルミ車庫の柱等に設置するものは不可。

② 隣地境界線側に開口部のない外壁（不燃材等）を設置（別紙参考図②参照）

<参考図>

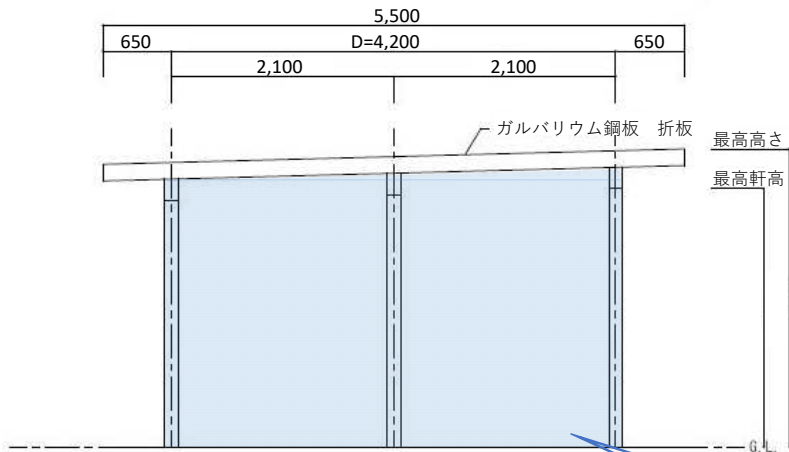
①外壁の開口部はそのまま扉等を設置する場合（例）



不燃材料：ガルバリウム鋼板・アルミニウム等

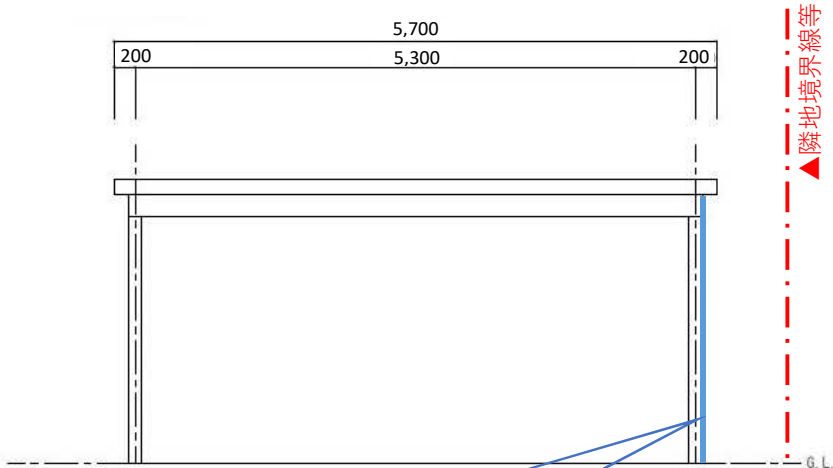
②開口部のない外壁を設置する場合（例）

防火・準防火地域の場合



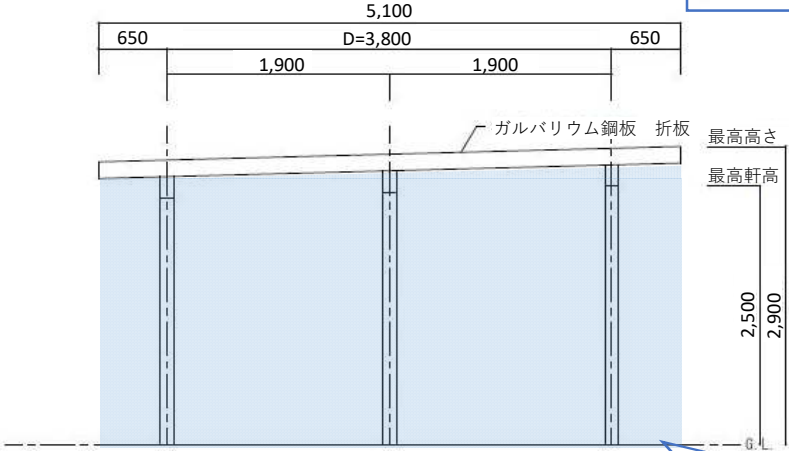
$D \geq 4.2\text{m}$ の場合

不燃材料の外壁を設置
(柱から柱まで)



不燃材料の外壁を設置
(床面から屋根まで)

1,000以下



$D < 4.2\text{m}$ の場合

※軒先まで床面積とする場合

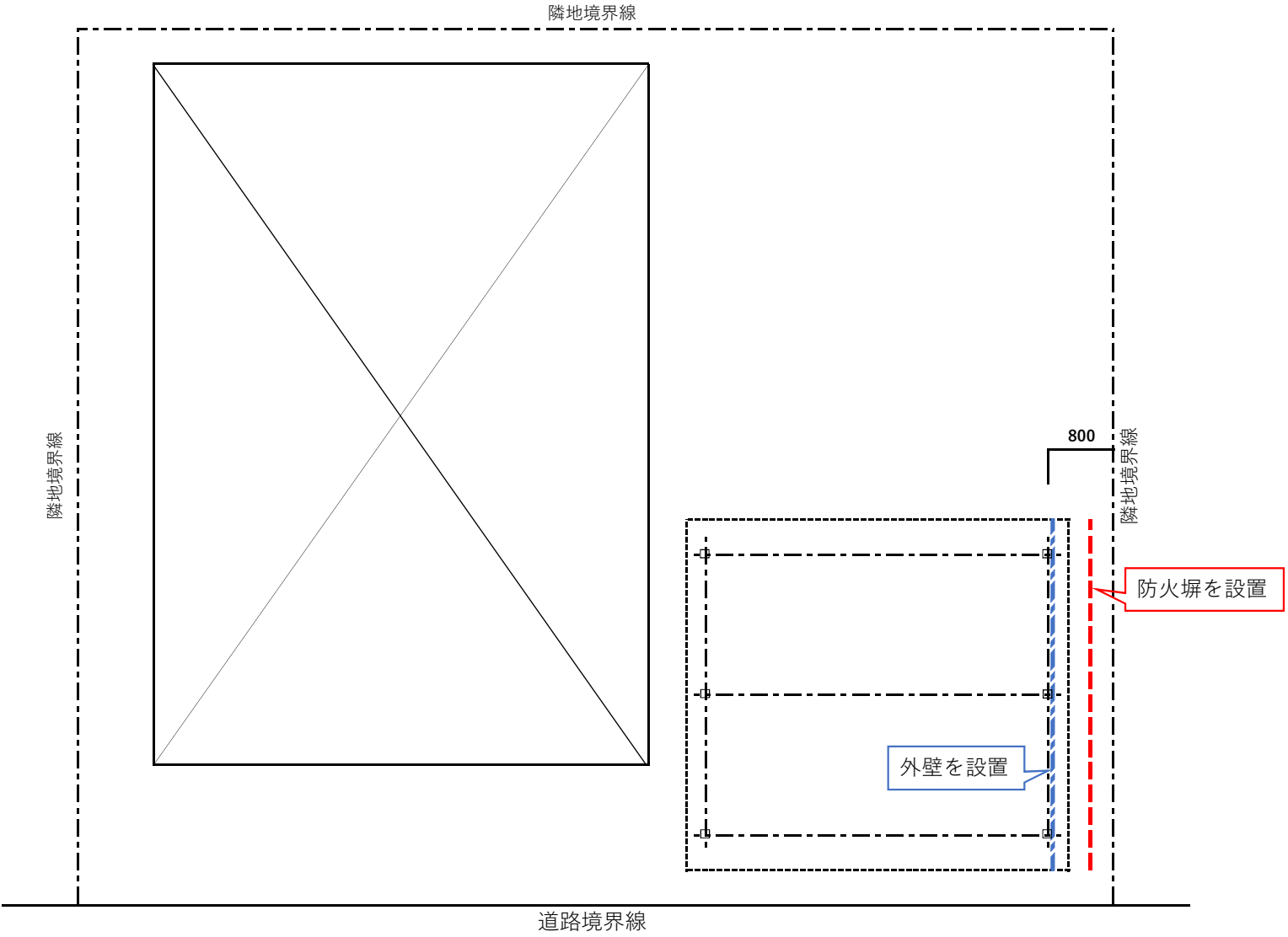
不燃材料の外壁を設置
(軒先から軒先まで)

不燃材：ガルバリウム鋼板・アルミニウム等

※外壁を設ける場合は下記により、建築面積・床面積を算定する。

- ・鉄骨胴縁を設けた場合⇒同縁芯にて算定
- ・壁等を柱に貼り付けた場合⇒壁芯にて算定

防火・準防火地域の場合



外壁若しくは防火扉の設置が必要